

公共施設 LED 照明更新調査事業 公募型プロポーザル募集要領

1. 目的

本市では2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「南相馬市ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、ゼロカーボンシティの目標達成に向けて、市民・事業者・行政が連携して温室効果ガスの排出削減を推進していくため、その実行計画として「南相馬市ゼロカーボン推進計画」を策定したところである。

ゼロカーボン推進計画では、市の率行的行動として事務事業編を策定しており、公共施設での省エネ効果が大きいLED照明導入を2030年度までに100%達成することを目指していると同時に、加えて、令和9年末までに蛍光灯の製造・輸出入の禁止されることから、蛍光灯からLED照明への更新の対応が必要となっている。

一方で、LED更新には施設区分によらず更新を実施していかなければならないこと、更新に係る設備投資額が多額となることを踏まえ、効率的かつ費用の平準化を考慮しながら更新作業を実施していく必要がある。

そのため、公共施設のLED化実施に向けた事前調査として、特に電灯数が200以上の24施設（別添仕様書別表1「対象施設一覧」を参照）を対象にリースによる導入を検討するため、対象施設の既存照明器具の現況調査、概算事業費の算出及び削減電気代と比較した事業効果などを資料としてまとめることを目的とする。

2. 業務概要

業務の概要は、以下の表のとおりとする。

項 目	内 容
業務名	公共施設 LED 照明更新調査事業
業務内容	別紙「仕様書」のとおり。
業務期間	契約締結の日から令和8年3月31日まで
対象施設	別紙「仕様書」のとおり。
予算額	11,998,800円 ※消費税及び地方消費税を含む
その他	① 予算額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。 【本プロポーザルの実施条件】 ① 本プロポーザルに要した全ての費用について本市に請求することができず、参加者の負担とする。

3. 事業スケジュール・事務手順

(1) 事業全体スケジュール

プロポーザルの実施

令和7年5月下旬

プロポーザル審査委員会において契約相手方の選定
 入札契約審査委員会への審議結果・契約相手先の報告
 契約締結

令和7年5月下旬
 令和7年6月上旬
 令和7年6月中旬

(2) 受注決定までの事務手順

項 目	日 程
プロポーザル実施要領の公表	令和7年4月16日(水)
参加申込みの受付 ※参照「6. 参加申込み」	令和7年4月16日(水) から 令和7年4月30日(水) 午後5時必着
入札参加申請の受付 ※参照「13. 入札参加申請受付に関する事項について」	令和7年4月16日(水) から 令和7年4月30日(水) 午前12時必着
参加資格の有無の回答期限	令和7年5月 1日(木)
質問書の受付 ※参照「7. 質問の受付及び回答」	令和7年4月16日(水) から 令和7年4月30日(水) 午後5時必着
質問書への回答期限	令和7年5月 2日(金)
企画提案書の受付 ※参照「8. 企画提案書の提出」	令和7年5月 2日(金) から 令和7年5月16日(金) 午後5時必着
ヒアリング及びプレゼンテーション審査の実施 ※参照「9. 受託候補者の選定方法」	令和7年5月下旬予定

4. 公募条件（プロポーザル参加資格要件）

本プロポーザルに参加できる者は以下の（1）に掲げる要件全てに該当する単体企業とする。

（1）企業に関する項目

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 令和7・8年度南相馬市入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録してあること。なお、名簿未登録者は「13. 入札参加申請受付に関する事項について」を参照の上、令和7年4月30日（水）まで申請を行うこと。
- ③ 名簿登録者においては、南相馬市有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成18年南相馬市告示第4号）に定める指名停止要件に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがされていないこと。
- ⑤ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団等及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。

- ⑦ 過去 10 年間に、国又は地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務を、元請として履行した実績を有する者であること。同種業務とは以下とする。

同種業務：公共施設の照明 LED 化の為の調査業務、又はこの作業を含む業務。

なお、実績とする公共施設には、道路灯や防犯灯は含まない。

- ⑧ 技術士法に基づく技術士（電気電子部門）が公告日時点で過去 3 ヶ月にわたり継続して在籍していること。

5. 業務仕様

別紙仕様書のとおり。

6. 参加申込み

（1）参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。提出の受付時間は平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

① 提出期限

令和 7 年 4 月 3 0 日（水）午後 5 時必着

② 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送の場合は書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用すること。

③ 提出書類

- ・参加申込書（様式 1）
- ・会社概要書（様式 2）
- ・業務実績一覧（様式 3）
- ・業務実施体制表（様式 4）
- ・納税証明書（写し可。最新決算報告をした事業年度の確定申告分の法人税、法人事業税。提出日前 3 か月以内発行のもの）
- ・令和 7・8 年度南相馬市入札参加資格審査申請書受理票（写し）

（2）提出部数 各 1 部とする。

（3）提出先

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地
南相馬市役所 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係
電話：0244-24-5248 FAX：0244-24-5347

（4）参加資格の確認の結果は、令和 7 年 5 月 1 日（木）までに通知する。

（5）参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について、令和 7 年 5 月 9 日（金）までに書面（様式は自由とする。ただし A 4 判とする）により説明を求めることができる。

（6）市は、説明を求められたときは、令和 7 年 5 月 1 4 日（水）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

- (7) 参加受付後に「4. 公募条件（プロポーザル参加資格要件）」の要件を欠く事実が発覚した際には、当該事業者のプロポーザルへの参加を取り消すものとする。

7. 質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

募集要領に関する質問等は、「質問書（様式5）」に記載のうえ、電子メールにより提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。

また、電子メールの件名は「プロポーザル質問（公共施設 LED 照明更新調査事業）」とすること。

(2) 質問の受付期間

令和7年4月16日(水)から4月30日(水)の午後5時まで
(土・日曜日、祝日を除く)

(3) 提出先

南相馬市役所 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

電話：0244-24-5248 FAX：0244-24-5347

メール：kankyoseisaku@city.minamisoma.lg.jp

(4) 質疑への回答方法

令和7年5月2日（金）までに南相馬市ホームページに質疑に対する回答を掲載する。
なお、質疑の内容によっては回答できない場合もあることをご承知おき願いたい。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年5月16日（金）午後5時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送の場合は書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用すること。

(3) 提出部数

7部（原本1部、写し6部）

(4) 提出先

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市役所 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係

電話：0244-24-5248 FAX：0244-24-5347

(5) 提出書類

① 企画提案書表紙（様式6）

② 業務実施方針（A4判（縦）片面 2枚以内）（様式7）

業務実施フロー、業務実施手順、工程管理上の留意事項、工程計画について簡潔に記載する。また、様式の枠内に限り、文書を補完する図表、写真等の使用も可とする。

③ 提案書（A4判 20頁以内）（任意様式）

仕様書に対する取り組み方法を具体的に記載する。文書を補完する図表、写真等を使用

も可とする。また、文字サイズは、図表を除いて10.5ポイント以上とする。

④ 見積書（任意様式）

業務に要する直接人件費（技術者動員計画）、直接経費、旅費交通費及びその合計を業務内容毎に作成すること。また、様式で行列に不足がある場合、適宜追加してよい。

なお、作成にあたっては下記事項に留意し作成する。

- ・ 見積書は各事業者の任意様式により、税込総額にて作成すること。
- ・ 見積書の宛名は「南相馬市長」とし、事業者名を記載し押印すること。

（6）留意事項

- ・ 表紙を除く全ページに通し番号を付けること。
- ・ 提出書類を提出する際には、正本・副本ともにホッチキス等を使わず、クリップやクリップファイル等を用いる（簡単にバラバラに出来る状態で提出すること）。
- ・ 上記書類に補足する資料等がある場合には併せて提出すること。なお、必要に応じて市が追加で書類の提出を求める場合もある。

9. 受託候補者の選定方法

（1）審査体制

市が設置する「公共施設 LED 照明更新調査事業プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）」において審査を実施し、本業務に最も適していると認められる参加事業者を受託候補者として選定する。

（2）プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書をもとに、委員会において、プレゼンテーション（提案者による企画提案書の説明）及びヒアリング（委員会からの質疑等）を実施する。但し、応募数が5社を越える場合は、提出のあった企画提案書等により委員会による書類審査を行った上で、プレゼンテーション審査対象事業者5社を選定する。

なお、詳細な日程等については、参加申込みがあった事業者に対し、別途お知らせする。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、ウェブ形式に変更する場合があります。この場合については、参加申込みがあった事業者に対し、別途お知らせする。

（3）プレゼンテーションの注意事項

- ・ プレゼンテーション等の参加人数は一事業者あたり3名までとする。
- ・ プレゼンテーションにおける説明は本業務の主担当として配置される予定者が行う。
- ・ 一事業者あたりの持ち時間は30分とし、説明時間20分、質疑応答10分とする。
- ・ プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは市で準備するが、パソコン等は提案者が準備する。
- ・ 提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは失格とする。
- ・ 当日のタイムスケジュールについては、対象事業者に対し、別途通知する。

（4）審査基準

企画提案に対して「10. 評価項目」に基づいて審査を行う。

（5）受託候補者の選定

企画提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、評価が最も優れている事業者を第1優先受託候補者として選定し、次点の者を第2優先受託候補者として選定する。

総合得点の最も高い提案をした受託候補者が複数存在した場合（同得点１位）、委員長を除く選定委員会委員の多数決をもって、優先交渉権者を決定する。同数の場合は、委員長が決定する。審査結果については、南相馬市ホームページにおいて公表する。この場合において参加事業者の名称は、第１優先受託候補者のみ公表する。

また、選定結果について、参加事業者に対し自己の結果のみ通知する。

なお、評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は非公開とし、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

１０．評価項目

評価項目及び評価内容は次のとおりとする。

審査項目	各審査項目における詳細項目	評価基準
様式評価		
様式２ 会社 概要書	資格認定 状況	・本業務に関連する資格認証を保有しているか。
様式３ 業務実績 一覧	業務遂行 能力	・業務実績は十分か。
様式４ 業務実施 体制	業務の 実施体制	・本業務を遂行するにあたり、適切な体制であるか。
提案書評価		
業務 実施方針	業務 理解度	・業務の理解度は十分か。
調査内容	実施手順 スケジュール	・作業工程、内容等が適切なものとなっているか。 ・本業務を確実に遂行できるスケジュールとなっているか。
	調査方針手法	・本業務を遂行するにあたり適切な品質、安全確保の方針を踏まえた調査方針が提案されているか。
報告内容	比較検討	・今後の LED 化の比較検討が十分に提案されているか。
追加提案	具体性 確実性 実現性 独創性	・脱炭素化に対する知見・専門性があるか。
費用		
見積 金額		見積金額が予算額以内に収まっているか。

1 1. 契約の締結等

審査結果に基づき選定した第1優先受託候補者と、提案に沿って契約内容について協議、調整を行った上で、随意契約により委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、第1優先受託候補者に選定された参加者が辞退した場合、又は協議が整わなかったときは、次点者を第2優先受託候補者に選定し、契約についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

1 2. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出等一切の経費は、参加者の負担とする。また提出書類は返却しない。
- (2) 提出期限後の企画提案書の提出及び差し替えは認めない。
- (3) 本業務により得られた成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、本市に帰属するものとする。
- (4) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (5) このプロポーザルに参加した者は、この実施要領に同意したものとみなす。
- (6) 参加申込書の提出後に辞退する場合には、令和7年5月9日（金）までに「様式8 プロポーザル参加辞退届」を提出すること。
- (7) 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
- (8) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、南相馬市情報公開条例（平成18年南相馬市条例第22号）に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (9) 名簿に登録していない者の入札参加申請の受付方法については、下記「1 3. 入札参加申請受付に関する事項について」を参照のこと。
- (10) 次のいずれかに該当した場合は失格とする。
 - ① 「4. 公募条件（プロポーザル参加資格要件）」を満たさなくなった場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 提出書類が本要領で定める方法等に適合しない場合
 - ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑤ ①から④で定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

1 3. 入札参加申請受付に関する事項について

(1) 申請に必要な書類及び申請方法

申請は、「南相馬市入札参加資格審査申請の手引を確認のうえ、申請書類を「(6) 申請の担当課及び問合せ先」まで郵送のこと。

(手引や申請書は南相馬市ホームページからダウンロードしてください。)

(2) 申請受付期間

令和7年4月16日（水）から令和7年4月30日（水）まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(4) 申請受付時間

午前9時から午後5時まで（持参する場合は正午から午後1時を除く）

(5) 申請に関する留意点

- ①申請の際には、「公共施設 LED 照明更新調査事業公募型プロポーザル」に関する申請書提出のためである旨を明記すること。
- ②本プロポーザル参加に係る入札参加資格申請については、市外事業者も(2)申請受付期間に限り受け付ける。
- ③実績については、申請書提出日を基準日として作成すること。

(6) 申請の担当課及び問い合わせ先

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地
南相馬市 総務部 財政課 契約係 (南相馬市役所本庁舎 3 階)
電話 : 0244-24-5225 FAX : 0244-24-5214

1 4. 担当及び問い合わせ先

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地
南相馬市役所 市民生活部 環境政策課 脱炭素社会推進係
電話 : 0244-24-5248 FAX : 0244-24-5347
メール : kankyoseisaku@city.minamisoma.lg.jp